

都市部における保育事業の運営に当たって

平成20年10月21日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

都市部において保育を担う事業者として、都市部にまだまだ存在する待機児童＝保育を必要とする親子に対して、(量的な側面でも質的な側面でも) できるだけの実施サービスを実施して、少子高齢社会の課題解決に少しでもご協力・貢献したいと考えております。

こうした中で、次の3つの課題があると考えます。

■ 保育事業への参入の透明化

保育所を設置する法人の類型にかかわらず、保育事業を行う上での客観的な基準を満たす事業者は平等に保育事業を営むことができるようになりますと、需要が大きい都市部において多くの事業者が保育サービスを供給することになり、結果として待機児童の解消につながるものと考えます。

■ 保育所運営費の使途の自由化

複数の保育所を運営し、保育サービスを拡大していく中で、保育所運営費の使途が限定されていることが課題となっています。

これは、法人類型にかかわらずの共通の課題と思われませんが、よりよい保育のための研究、合同研修の実施、共同で事務処理などを実施することにより、よりよいサービスを効率的に実施したいと考えております。また、現下の待機児童、保育サービスの需要を踏まえると、更なる保育所への設備投資にも充てたいと考えております。また、株式会社には施設整備補助がない中、運営費を賃借料に充てることも自由に行えるようにしていただきたいと考えます。

■ 保育所運営費用に対する補助の公平性の確保

保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたいと考えています。

① ハード交付金の有無

現在、土地建物を賃借して運営している保育所が増えていることから、保育所運営費についてハード交付金に相当する額を増額していただくと有難く存じます。

② 運営費額(収入)の多寡

現在、保育所を設置する法人の類型によって、地方自治体独自負担等が異なるため、運営費総額(収入)が異なります。同じ「保育所」という制度の中で保育を受ける子ども、保育所で働く保育士の立場から公平な仕組みとなるよう、保育所運営費の在り方を検討していただきたいと考えます。

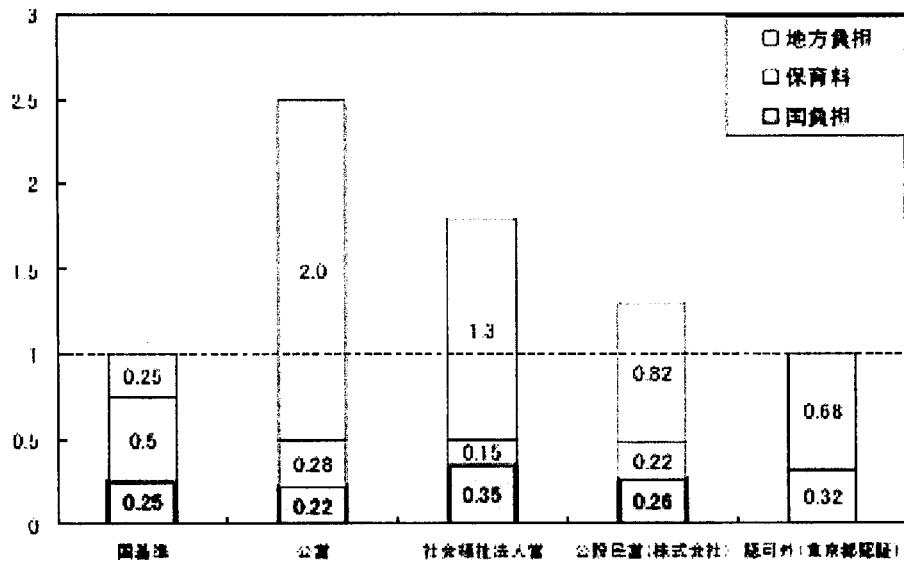
(参考)

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

(41 ページ)

図表1 (2) ⑩

保育料と公費負担の仕組み <東京都A市の例>



(備考)1. 財務省 予算執行調査(平成14年6月、9月)による。

2. 国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿。

3. 国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。